

○財務省告示第二百三十三号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成三十年八月三日に発行した利付国債の発行条
件等を次のとおり告示する。

平成三十年九月十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百五
十一回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十七
条第一項及び第六十二条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号。
以下「振替法」という。）の規定

三 振替法の適用 以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし、
価格競争入札において募入
の決定を受けた各申込みの応募
価格を募入額により加重平均し
て得られる価格をその発行価格
とするものによる発行（以下「非
競争入札発行」という。）、価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市

四 発行方法

であつて、財務大臣が各国債市

<p>六 イ 発 入 価 札 格 発 競 行 争 争 額</p>	<p>入 価 札 格 発 競 行 争</p> <p>・ 別 第 参 II 加 非 者</p> <p>債 市 及 場 特 国</p> <p>争 入 札 格 発 競</p> <p>非 者 第 参 I 加</p> <p>特 国 債 市 場</p> <p>札 発 行 争 入</p>	<p>ハ</p> <p>各 国 債 市 場</p> <p>割 り 当 て る</p> <p>各 申 込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る</p> <p>各 申 込 み の 応 募 額 を 案 分 に よ り</p>	<p>ロ</p> <p>各 申 込 み の 応 募 額 を 順 次 割 り</p>	<p>イ 方 募 入 法 札 格 発 競 行 争</p>	<p>五 入 法 札 格 発 競 行 争</p> <p>入 札 発 行 と いう</p> <p>争 入 札 発 行 と いう</p> <p>市 場 特 別 参 加 者 第 II 非 価 格 競 争</p> <p>る も の に よ る 発 行 （ 以 下 一 国 債</p> <p>参 加 者 各 国 債 市 場 特 別</p> <p>て 財 務 大 臣 が 各 国 債 市 場 特 別</p> <p>し た 後 に 行 わ れ る 入 札 であ つ</p> <p>び 価 格 競 争 入 札 の 募 入 の 決 定 を</p> <p>価 格 競 争 入 札 発 行 と いう</p> <p>一 国 債 市 場 特 別 参 加 者 第 I 非</p> <p>を 定 め る もの に よ る 発 行（ 以下</p> <p>場 特 別 参 加 者 と 同 じに 応 募 限 度 額</p>
<p>う 円 ち 面 、 金 特 額 別 一 会 兆 計 八 に 千 関 六 す 百 る 十 法 三 律 億 第</p>					

十二
年〇・一パーセント

十二	ロ	イ	十一	九	八	ニ
利入価・別債行争非者特国札非	入価発	入価発	入価発	振替	振替	振替
札格第参市及入札格第参市、	札格第参市、	札格第参市、	札格第参市、	振替	振替	振替
発競II加場び札格第I加場	発競II加場	発競II加場	発競II加場	振替	振替	振替
率行争非者特国発競I加場	率行争非者特国発競I加場	率行争非者特国発競I加場	率行争非者特国発競I加場	振替	振替	振替
	十額格	十額	平す	の記	五	万二
	四面	二面	成る	の載	万	円千
	銭	銭	三。	整		八
	額	額	十	数		百
	百	百	年	倍		四
	円	円	八	の		十
	に	に	月	記		七
	つ	つ	三	録		億
	き	き	日	は		五
	九	九		よ		千
	十	十		る		七
	九	九		も		百
	円	円		の		七
	七	六		と		十

